

第五管区海上保安本部の非常勤職員の募集について

第五管区海上保安本部

第五管区海上保安本部では、職員の健康安全業務に従事する職員を募集します。概要は以下のとおりです。

1. 職務内容

- ① 第五管区海上保安本部所属職員の保健指導、健康相談対応
- ② 第五管区海上保安本部所属職員のメンタル系の問題、悩み等へのカウンセリング
- ③ その他第五管区海上保安本部の職員の健康管理業務全般に関する支援
- ④ ストレスチェック実施及び支援

2. 応募資格

官公庁や企業、団体での職員の健康管理業務についての経験、知見、意欲を有し、以下の要件を満たす者、性別・年齢不問

- ア 看護師資格を有すること
- イ 産業カウンセラー、心理相談員等の心理カウンセリングに関する資格を有すること
- ウ ストレスチェック実施者に関する研修を受講済みであること
- エ 官公庁、企業又は団体の職員にかかる健康管理業務に従事した経験を有すること
- オ パソコンでの文書作成、データ管理等の経験を有すること

なお、以下に該当する者は応募できません

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 履歴書 1通
- ② 職務経歴書 1通(職務経歴書に記入すべき事項が履歴書に網羅されているときは不要)
- ③ 応募資格を有することを証明する書類 各1通

※応募書類は返却いたしません。

※応募書類は採用選考以外の目的では使用いたしません。不採用者の応募書類は適正に破棄いたします。

(2) 書類提出先

〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎内
第五管区海上保安本部 総務部厚生課厚生係
電話 078-391-6556

※郵送による書類提出可能（書留等配達記録が残るものに限る）

※問い合わせは、募集期間中の月曜日～金曜日（祝日を除く）、8:30～17:15に限る

(3) 募集期間

令和3年2月1日（月）～令和3年2月19日（金）

※書類を持参される場合は、募集期間中の月曜日～金曜日（祝日を除く）、8:30～17:15の間で上記(2)のあて先へ持参すること

※郵送による書類提出の場合は、令和3年2月19日の消印まで有効

4. 選考方法

(1) 1次選考 書類審査

(2) 2次選考 面接

※1次選考（書類審査）の後、2次選考（面接）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を連絡させていただきます。

※最終選考結果発表は、令和3年3月19日頃を予定しています。

5. 勤務条件

①身 分 一般職国家公務員（非常勤職員 看護師）

②勤 務 地 第五管区海上保安本部総務部厚生課
（神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎9階）

③勤務時間等 月～木曜日 6時間（09:00～12:00及び13:00～16:00）
金曜日 5時間（09:00～12:00及び13:00～15:00）
土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み。

※業務の都合により、超過勤務、休日勤務を命ずることがあります。

※勤務時間は通勤の便等を考慮し、30分程度の前後スライドを可能とするので
ご相談ください。

④任 期 令和3年4月1日～令和4年3月31日

⑤給 与 等 時給1,100円～2,415円（職歴等に応じ常勤職員との均衡を考慮して決定）
賞与等 年2回（6、12月支給）、通勤手当支給（上限あり）

健康保険(協会けんぽ)、厚生年金保険、雇用保険に加入
年次休暇10日(雇用の日から6ヶ月継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合)
夏季休暇 3日(夏季における盆等の諸行事などのため勤務しないことが相当であると認められる場合)、夏季(7~9月)に限定して付与

6. 採用人数

1名

以上